

第10章 健 康

1 医 療 費 助 成 対 策

2 国 民 健 康 保 険

3 後 期 高 齢 者 医 療

4 保 健 衛 生

健 康

1 医療費助成対策

(1) 子ども医療費

<制度の実施> 昭和48年1月1日

<現行制度> 県補助事業、ただし高校生世代に対する助成は令和5年9月まで市単独事業

<対象者> 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人（以下この節において「子ども」という。）

なお、小・中学生の入院外は平成21年10月から県補助対象

（令和5年度）

対象者数	件数	助成額	1人当たり 受診件数	1人当たり 助成額
45,052人	751,235件	1,794,692千円	16.67件	39,836円

(2) 重度心身障害者医療費

<制度の実施> 昭和48年10月1日

<現行制度>

県補助事業、ただし知能指数35以下と判定された人に対する助成は市単独事業

なお、入院時食事療養費標準負担額については、保険者から「標準負担額減額認定証」の交付を受けている者が、入院の際、福祉医療費受給資格者証と併せて提出した場合に限り、助成を受けることができる。

また、令和5年8月から所得制限が導入された。

<対象者>

75歳未満（後期高齢者医療の被保険者を除く）で、

① 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級の障害を有する人

② 国民年金法施行令別表の1級の障害を有する人

③ 身体障害者手帳1級及び2級の人

④ 知的障害者更正相談所又は児童相談所及び前記諸機関と同等の判定能力を有する機関において知能指数35以下と判定された人

⑤ 国民年金法施行令別表の1級と同程度の障害を有することが公的機関の判定により証明された人

⑥ 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた人で、その判定がAの人

（令和5年度）

対象者数	件数	助成額	1人当たり 受診件数	1人当たり 助成額
3,165人	87,053件	587,363千円	27.50件	185,581円

(3) 母子・父子家庭等医療費

<制度の実施> 昭和49年10月1日（父子家庭は平成8年8月1日）

<現行制度>

令和6年4月から県補助事業（所得税非課税）に市単独事業として所得が特別障害者手当の支給対象となる所得に準ずるものを加えた。所得税の計算については平成22年税制改正による年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がなかったものとして計算された所得税額が0円となる場合は所得税非課税とみなす。

<対象者>

母子又は父子家庭の母または父とその子ども、または父母のいない子ども

（令和5年度）

対象者数	件数	助成額	1人当たり 受診件数	1人当たり 助成額
4,433人	72,364件	201,959千円	16.32件	45,558円

(4) 高齢重度障害者医療費

＜制度の実施＞ 昭和58年4月1日

＜現行制度＞

県補助事業、ただし知能指数35以下と判定された人に対する助成は市単独事業

なお、入院時食事療養費標準負担額については、保険者から「標準負担額減額認定証」の交付を受けている者が、入院の際、福祉医療費受給資格者証と併せて提出した場合に限り、助成を受けることができる。

また、令和5年8月から所得制限が導入された。

＜対 象 者＞

後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の人、または一定の障害のある65歳以上75歳未満の人で、申請により群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）で、

- ① 国民年金法施行令別表の1級の障害を有する人
- ② 身体障害者手帳1級及び2級の人
- ③ 知的障害者更正相談所又は児童相談所及び前記諸機関と同等の判定能力を有する機関において知能指数35以下と判定された人
- ④ 国民年金法施行令別表の1級と同程度の障害を有することが公的機関の判定により証明された人
- ⑤ 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた人で、その判定がAの人

（令和5年度）

対 象 者 数	件 数	助 成 額	1 人 当 たり 受 診 件 数	1 人 当 たり 助 成 額
3,604人	114,527件	407,088千円	31.78件	112,955円

2 国民健康保険

(1) 概 況

ア 事業開始

昭和29年4月1日、隣接7町村の編入合併に伴い、これら町村で実施していた国保を引き継いで事業を開始、次いで昭和33年10月1日に旧市域を再開し、全市域実施となった。

イ 被保険者の状況

(令6.3.31現在)

	総 数	国 保 加 入 数	加 入 率
世 帯 数	155,501世帯	43,329世帯	27.86%
人 口(被保険者数)	328,996人	63,716人	19.37%

(注) 外国人含む

ウ 予算規模

31,427,721千円(令和6年度国民健康保険特別会計当初予算)

エ 決算状況

(令和5年度)

歳 入 総 額	歳 出 総 額	差 引 額
33,064,852 千円	32,721,816 千円	343,036 千円

(2) 運 営 協 議 会

＜委員構成＞ 14人 被保険者代表 4人(一般公募等)
 保険医等代表 4人(医師2、歯科医師1、薬剤師1)
 公 益 代 表 4人(自治会連合会・民生委員児童委員連絡協議会等)
 被用者保険代表 2人(群馬県被用者保険等保険者連絡協議会2)

(3) 国民健康保険税

＜賦課期日＞ 4月1日

＜徴収回数＞ 年8回(普通徴収対象者)・年6回(特別徴収対象者)

＜算定基礎＞ 所得割 課税総所得金額(基礎控除後の額)

＜税率及び課税限度額＞

区 分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所 得 割	6.8%	6.8%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
均 等 割	24,600円	24,600円	13,200円	13,200円	15,600円	15,600円
平 等 割	16,800円	16,800円	—	—	—	—
課 税 限 度 額	650,000円	650,000円	220,000円	240,000円	170,000円	170,000円

(4) 保 険 給 付

ア 給付内容

＜給付割合＞ 未就学児8割、義務教育就学から70歳未満7割、
 70歳以上75歳未満(一般8割、一定以上所得者7割)
 ＜出産育児一時金＞ 1件につき 488,000円(令和5年3月31日以前の出産の場合は408,000円)ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は12,000円(令和3年12月31日以前の出産の場合は16,000円)を加算
 ＜葬 祭 費＞ 1件につき 50,000円

イ 給付状況（一般・退職の合計）

① 医療給付

（令和5年度）

区 分		件 数	費 用 額	保 険 者 負 担 分	
療養の給付等		1, 082, 705件	26, 221, 396, 507円	19, 239, 942, 882円	
療 養 費 等	食事療養・生活療養		0件		
	療 養 費	診 療 費	919件	16, 548, 956円	11, 717, 862円
		補 装 具	733件	22, 063, 368円	16, 412, 878円
		柔 整	18, 828件	139, 878, 237円	101, 906, 286円
		アソマ・マッサージ	828件	25, 859, 130円	18, 719, 662円
		ハリ・キュウ	248件	4, 579, 076円	3, 314, 430円
		そ の 他	0件	0円	0円
	移 送 費		0件	0円	0円
計		1, 104, 261件	26, 430, 325, 274円	19, 392, 363, 090円	

② 高額療養費

（令和5年度）

件 数	高 額 療 養 費	1 件 当 たり 高 額 療 養 費
47,891件	3,046,282,636円	63,609円

③ その他の保険給付

（令和5年度）

出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費	
件 数	支 給 額	件 数	支 給 額
145件	71,228,000円	353件	17,650,000円

ウ 受領委任払

① 高額療養費受領委任払制度

国民健康保険の被保険者に係る医療費の負担の軽減を図ることを目的として被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給する高額療養費について、世帯主が「高額療養費受領委任払」の申請をすることにより、保険者（前橋市）が高額療養費を、その受領の権限を委任された保険医療機関に直接支払う。高額療養費受領委任払制度は、申請月よりも前の診療で治療費が未払いの診療について適用する。

<対 象 者>

A 療養に要する費用について医療機関から請求をうけている国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主

B 国民健康保険税の滞納がない又は滞納があるが、特別な事情がある場合。

エ 直接支払

① 出産育児一時金直接支払制度

国民健康保険の被保険者の出産に係る経費の負担の軽減を図ることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給する出産育児一時金について、世帯主が「出産育児一時金申請受取に係る合意文書」を締結することにより、保険者（前橋市）が出産育児一時金を合意した医療機関に直接支払う。

<対 象 者>

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる妊娠4か月以上の被保険者の属する世帯の世帯主

(5) 保 健 事 業

ア 特定健康診査・特定保健指導

平成20年度よりメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少を図り、医療費の適正化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施。

＜特定健康診査＞ (令和5年度)

区 分	対象者数	受診者数	受診率
特定健康診査	51,328人	18,765人	36.6%

＜特定保健指導＞ (令和5年度)

区 分	対象者数	利用者数	利用率
特定保健指導	1,992人	409人	20.5%

＜人間ドック助成事業＞ (令和5年度)

受診者数	助成単価	助成総額
1,390 人	20,000 円	27,800,000 円

3 後期高齢者医療

(1) 制度の概要

＜制度の実施＞ 平成20年4月1日

＜被保険者＞

① 75歳以上の人

② 一定の障害のある65歳以上75歳未満の人で、申請により群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

＜被保険者数＞ (令和6.3.31現在)

男	女	計
22,231 人	32,498 人	54,729 人

(2) 保 険 料

ア 料率及び金額

年 度	所 得 割	均 等 割	賦 課 限 度 額
令和5年度	8.89%	45,700円	660,000円
令和6年度	10.07%	49,100円	800,000円

※令和6年度のみ激変緩和措置有（所得割、賦課限度額）

イ 収納状況

(令和5年度)

項 目	区 分	調 定 額	収入済額	収納率
後期高齢者 医療保険料		4,004,369,754 円	3,993,922,978 円	99.7%
	特別徴収保険料	2,464,876,200 円	2,464,876,200 円	100.0%
	普通徴収保険料	1,539,493,554 円	1,529,046,778 円	99.3%
		現年分	1,521,473,200 円	99.5%
		過年度分	9,505,700 円	98.3%
		滞納繰越分	8,514,654 円	64.1%

(3) 健康診査・人間ドック

ア 後期高齢者健康診査

群馬県後期高齢者医療広域連合から業務委託され、国民健康保険の特定健診に準じた健診を実施。

(令和5年度)

対象者数	受診者数	受診率
49,989 人	17,687 人	35.38%

※人間ドック受診者を含む

イ 後期高齢者人間ドック健診費助成事業

平成21年度から、健康増進と疾病予防を目的に人間ドック健診費助成事業（一日）を開始。

平成24年度から宿泊二日を追加。平成27年度から通院二日を追加。平成28年度から後期健診＋脳を追加。

(令和5年度)

受診者数	助成単価	助成総額
712 人	20,000 円	14,240,000 円

(4) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

後期高齢者の健康寿命延伸を目的に、健診・医療・介護予防の一体的な取組を国民健康保険課・健康増進課・長寿包括ケア課の3課連携により推進した。

(令和5年度)

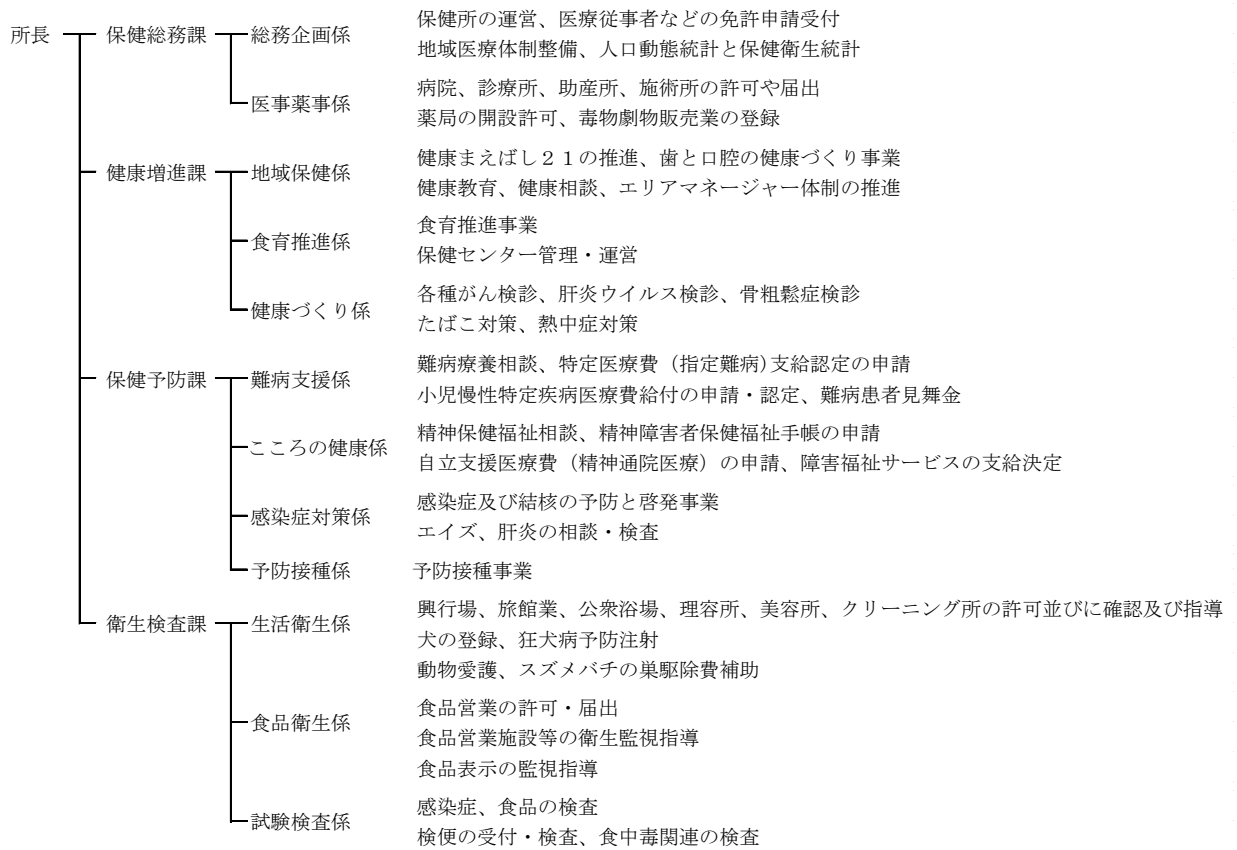
区分	支援人数	延件数
①糖尿病性腎症重症化予防（個別訪問指導）	14 人	42 件
②低栄養防止（個別訪問指導）	24 人	66 件
③フレイル予防教室（集団健康教室）	73 人	235 件

4 保 健 衛 生

(1) 保 健 所

平成 21 年 4 月の中核市移行に伴い、地域保健法に基づく保健所を設置し、市民の健康及び公衆衛生の保持・増進に努めている。

ア 組織及び業務



イ 施設概要

所 在 地	前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、3 階建て
規 模	[敷地面積] 10,065.34 m ² 、[建物面積] 924.32 m ² 、[延床面積] 2,332.78 m ²
工 期	平成 20 年 6 月 10 日から平成 21 年 2 月 20 日

(2) 夜間急病診療所

<所 在 地> 前橋市朝日町四丁目 9 番 5 号 前橋医療センター 1 階

<開 設 日> 昭和52年 9 月 6 日

<診療科別患者数> (令和 5 年度)

区 分	患者数(人)	患者割合(%)
内 科	3,839	58.5
小 児 科	2,702	41.2
そ の 他	26	0.3
計	6,567	100.0

< 地区別患者数 >

(令和 5 年度)

区 分	患者数(人)	患者割合(%)
前 橋 市	5,713	87.0
県 内 他 市 町 村	706	10.8
県 外	148	2.2
計	6,567	100.0

(3) 実習等受入状況

ア 学生等実習受入状況

(令和 5 年度)

職 種	学 校 名	実人員(人)	延人員(人)	実日数(日)
医 師	群馬大学	8	14	9
	獨協医科大学	3	12	4
保 健 師	群馬県立県民健康科学大学	4	44	11
	群馬大学	37	173	36
	高崎健康福祉大学	4	48	12
	群馬パース大学	6	72	12
	群馬医療福祉大学	4	48	12
	桐生大学	2	26	13
看 護 師	前橋高等看護学院	24	24	7
作 業 療 法 士	群馬大学	2	8	4
歯 科 衛 生 士	群馬県高等歯科衛生士学院	44	44	8
管 理 栄 養 士	高崎健康福祉大学	3	15	5
	女子栄養大学	2	20	10
	桐生大学	1	5	5
合 計		144	553	148

イ 臨床研修医受入状況

(令和 5 年度)

職 種	病 院 名	実人員(人)	延人員(人)	実日数(日)
医 師		0	0	0
合 計		0	0	0

(4) 医事関係施設の状況

(令和 6. 3. 31現在)

施 設 名		施 設 数	病 床 数
病 院		20	4,355
一般診療所	有 床	16	243
	無 床	334	0
歯科診療所		201	0
助 産 所		3	0
施 術 所	あん摩・鍼・灸	282	
	柔 道 整 復	181	
歯科技工所		80	
衛生検査所		8	

(5) 薬事関係施設の状況

(令6.3.31現在)

	施 設 名	施 設 数
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	薬 局	188
	店舗販売業	98
	卸売販売業	41
	特例販売業	0
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	242
	管理医療機器販売業・貸与業	824
	再生医療等製品販売業	3
毒物劇物法関係	一般販売業	116
	農業用品目販売業	19
	特定品目販売業	5
	業務上取扱者（電気めっき事業）	4

(6) 健康増進法による医療等以外の保健事業

ア 健康教育

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。

(令和5年度)

区 分	実施回数(回)	参加延べ人員(人)
個別健康教育（禁煙チャレンジ塾）	14	49
病態別健康教室（糖尿病・腎臓病編）	6	37
女性の健康づくりに関する健康教室	5	62
栄養に関する健康教室	9	93
運動に関する健康教室	85	1272
市民健康講座・研修会	4	206
いきいき健康教室等	163	5,964
保健推進員への支援	175	4,158
食生活改善推進員への支援	66	899

※ 個別健康教育については初回面接後の電話・面接フォローも参加延べ人員に入れる。

※ 市民健康講座・研修会の参加延べ人数にはweb視聴申込者数を含む。

※ いきいき健康教室等は、市内各種団体の要望による教室内容・開催会場で実施する健康教室。地区組織への健康教育も含む。

※ 保健推進員への支援については、協議会総会・研修会等の回数・人数を加えて計上

※ 食生活改善推進員への支援については、役員会・理事会・協議会総会・地区総会・研修等の回数と人数を加えて計上

イ 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

(令和5年度)

区 分	実施回数（回）	参加延べ人員（人）
窓 口 健 康 相 談	243	1,402
電 話 健 康 相 談	243	1,896
そ の 他 健 康 相 談	80	1,024

ウ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。平成28年度までは61歳女性を対象とした受診勧奨訪問を行っていたが、平成29年度より糖尿病重症化予防訪問へ転換し、ハイリスク者への訪問指導を実施している。

(令和5年度)

訪問実人数 (人)	訪問延べ人数 (人)
24	35

エ 健康診査

循環器疾患やがんなど生活習慣病の早期発見、早期治療の一環として健康診査を実施する。

① 市追加検査

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前橋市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者健康診査並びに健康増進法に基づく健康診査と同時に、病気の早期発見・早期治療を目的とした追加検査（市追加検査）を実施する。

＜対 象 者＞ 市内に居住する40歳以上の人

＜実施回数＞ 同一人について年1回

(令和5年度)

対象者数	受診者数	受診率	備 考
108,504人	34,820人	32.1%	市追加検査受診者数

※ 特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康増進健康診査と同時に実施する市独自健康診査を含めた健診の総称を「新さわやか健康診査」とし実施していたが、平成25年度から総称を廃止し、市独自健康診査については「市同時検査」とした。

※ 令和4年度から名称を「市追加検査」へ変更、健診項目を11項目から7項目へ変更、対象者を被用者保険加入者を除く市内に居住する40歳以上の人とした。

② がん検診

がんによる死亡を減少させることを目標に実施する。

＜対 象 者＞ 市内に居住する40歳以上の人、ただし、子宮頸がん検診にあつては20歳以上の女性、乳がん（甲状腺）検診にあつては40歳以上の女性、前立腺がん検診にあつては50歳以上の男性。
令和4年度から胃がん・子宮頸がん・乳がん検診については、受診間隔を2年に1度に変更。

＜実施回数＞ 同一人について年1回

(令和5年度)

区 分		対象者数	受診者数	受診率	検 診 結 果			
					異常認めず	要精検	要観察	その他
胃がん検診	X線	195,116人	1,661人	9.1%	1,450人	70人	141人	—
	内視鏡		16,103人		7,362人	418人	8,257人	66人
大腸がん検診		213,240人	31,885人	15.0%	29,757人	2,128人	—	—
子宮頸がん検診		132,798人	11,359人	8.6%	11,182人	177人	—	—
乳がん (甲状腺)検診	乳腺	102,893人	9,279人	9.0%	8,796人	482人	—	—
	甲状腺		9,270人		9,195人	75人	—	—
前立腺がん検診		79,265人	13,368人	16.9%	12,206人	1,160人	—	2人
胸部(結核・肺がん) 検 診		213,240人	38,849人	18.2%	33,793人	1,023人	4,033人	—
			喀痰 1,372人					

- ※ 胸部(結核・肺がん)検診の喀痰細胞診検査は、X線検査を受けた人のうち、問診の結果でハイリスクとなった人を対象として実施（X線検査は全員実施）
- ※ 前立腺がん検診の検診結果「その他」はすでに前立腺がんの診断を受けている人
- ※ 甲状腺検診未受診者9人あり（甲状腺疾患で通院中のため、医療機関の判断で検診未実施）
- ※ 子宮頸がん検診・乳がん検診の要観察は、令和4年度より判定区分が変更になったため、計上不可
- ※ 胃がん検診（内視鏡）の検診結果「その他」は、要精密検査（その他の悪性病変）の人

③ 骨粗鬆症検診

骨量の減少した人を早期に発見し、骨粗鬆症を予防するために実施する。

＜対 象 者＞ 市内に居住する40、45、50、55、60、65、70歳の女性

＜実施回数＞ 同一人について年1回

(令和5年度)

対象者数	受診者数	受診率	検 診 結 果		
			異常認めず	要指導	要精検
15,249人	2,769人	18.2%	1,383人	879人	507人

④ 成人歯科健康診査

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防するために実施する。

＜対 象 者＞ 市内に居住する20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の人

＜実施回数＞ 同一人について年1回

(令和5年度)

対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果		
			異常認めず	要指導	要精検
44,073人	1,724人	3.9%	101人	424人	1,199人

- ※ 平成24年度から5歳毎の対象にした。
- ※ 平成25年度から周知名称を「成人歯科検診」とした。
- ※ 平成28年度から周知名称を「成人歯科健康診査」とした。
- ※ 平成30年度から20歳、25歳を対象に加えた。

⑤ 健康増進歯科健康診査

末永く食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失など口腔機能低下を予防するために実施する。

＜対 象 者＞ 前年度に75歳に達した前橋市生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援給付対象者

＜実施回数＞ 同一人について年1回

(令和5年度)

対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果		
			異常なし	要指導	要精査・要治療
156人	8人	5.1%	1人	1人	6人

⑥ 肝炎ウイルス検診

自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させるために実施する。

＜対 象 者＞

市内に居住する40歳以上の人

節目の人：40歳の人

節目外の人：41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人

＜実施回数＞ 同一人について1回

(令和5年度)

区 分	対象者数	受 診 者 数		検 診 結 果		受診率
節目検診	3,925人	235人	C型肝炎ウイルス 検 査	235人	感染している可能性が高い 0人	6.0%
			HBs抗原 検 査	235人	感染している可能性が低い 235人	
		235人	陽 性	陰 性	陽 性	
			0人	235人	0人	

区 分	受 診 者 数		検 診 結 果	
節目外検診	703人	703人	C型肝炎ウイルス 検 査	703人
			2人	701人
		703人	陽 性	陰 性
			4人	699人

(7) 健康づくり推進事業

ア 保健推進員活動

乳幼児から成人・高齢者までの市民の健康づくりを推進するため、地域に密着して保健推進員活動を行った。

(令和5年度)

設置地区数	推進員数	母子活動分	成人・老人活動分	地区活動分	定例会等の活動分
23地区	640人	4,332件	11,039件	14,640件	10,707件

イ 健康大学（食生活改善推進員養成）事業

一般市民から受講生を募り、健康の保持増進に必要な栄養・運動・休養に関する正しい知識を普及させ、修了者で健康推進事業に熱意を有するものは、食生活改善推進員として地域で活動を行う。

※講座の他Web視聴による講義実施分を含む

(令和5年度)

実施回数	受講者数
10回	109人

ウ 食生活改善推進員活動

栄養・食生活の改善及び健康づくりのための運動を啓発普及した。

(令和5年度)

設置地区数	推進員数	栄養教室		その他の活動	
		実施回数	受講者数	活動件数	対象人数
		547回	4,863人	3,823件	15,193人

エ スマイル健康診査事業

「健康まえばし21」を推進する一助として、若い世代の健康診査の機会を設け、疾病の予防や早期発見・早期治療により健康管理の充実を図った。

<一般健診>

(令和5年度)

受 診 者 総 数		受 診 結 果		
		異 常 な し	要 指 導	要 医 療
計	838人	149人	483人	206人
男	176人	20人	90人	66人
女	662人	129人	393人	140人

オ 前橋市健康づくり推進協議会

「健康まえばし 2 1」（健康増進計画）の中間評価及び効果的に推進するため開催した。

（令和 5 年度）

開 催 回 数	委 員 数
2 回	18 人

カ 前橋市食育推進会議

「元気 まえばし 食育プラン」（食育推進計画）を普及啓発し、効果的に推進するため開催した。

（令和 5 年度）

開 催 回 数	委 員 数
2 回	19 人

キ 前橋市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり連絡会議

歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するため開催した。

（令和 5 年度）

開 催 回 数	委 員 数
2 回	15 人

ク がん患者アピアランスサポート事業

がん患者に一人 1 回 3 万円を上限に補正具等の購入補助を行った。

（令和 5 年度）

補 助 人 数	補 助 金 額
129 人	3,729,112 円

ケ 若年がん患者在宅療養支援事業

若年末期がん患者の在宅療養に係る経費 9 割の補助を行った。

（令和 5 年度）

補 助 人 数	補 助 金 額
3 人	233,064 円

(8) 心の健康づくり推進事業

ア 精神保健福祉相談

嘱託精神科医師による相談（定期・予約制）、保健師、精神保健福祉士による来所・電話・家庭訪問を実施した。

（令和 5 年度）

定 期 相 談 嘱託医師（内数）	実 施 回 数	26 回
	延 人 数	37 人
来 所 相 談 （ 延 人 数 ）		602 人
電 話 相 談 （ 延 人 数 ）		2,170 人
家 庭 訪 問	実 人 数	43 人
	延 人 数	223 人
合 計		2,995 人

イ 精神保健福祉に関する知識の普及啓発

精神保健福祉やこころの健康について関心を持つとともに、地域で生活する精神障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを目指して、研修会等を開催している。

① 精神保健福祉関係職員研修 （令和 5 年度）

＜対 象 者＞ 前橋市内グループホームに所属する支援者

回数	参 加 者 数
1 回	19人

ウ 自殺対策

自殺対策の一環として、ゲートキーパー養成研修等の人材養成事業、啓発キャンペーンや講座等の普及啓発事業を実施。また、総合的な対策のため、各関係機関と連携を図るネットワーク研修会及び推進協議会を開催している。

① 人材養成事業 (令和5年度)

回数	参 加 者 数
14回	741人

② 市民健康講座 (令和5年度)

回数	参 加 者 数
1 回	26人

③ 会議 (令和5年度)

区 分	回数	参 加 者 数
ネットワーク研修会	0 回	0 人
推進協議会	1 回	16 人
庁内推進会議・幹事会	1 回	28 人

④ 啓発キャンペーン (令和5年度)

回数	資料配布数
1 回	1,480

⑤ ブックキャンペーン (令和5年度)

回数	資料配布数
3 回	191

エ ひきこもり対策

ひきこもりの長期化を防ぐため、家族が集まり、互いの気持ちを共有し、当事者への支援方法を検討するための教室及を開催した。

① ひきこもりの家族の教室 (令和5年度)

回数	参 加 者 数
10回	87人

② ひきこもりの家族の教室（講演会） (令和5年度)

回数	参 加 者 数
1 回	会場：32人、オンライン：9アカウント

(9) 難病患者地域支援事業

ア 群馬県特定医療費支給認定中核市委託事務

特定医療費支給認定事務のうち、群馬県知事から委託を受けた申請の受付と受給者証の交付を行った。

(令和5年度)

区 分	処理件数
特定医療費支給認定申請書の受理（新規申請者用）	405 件
特定医療費支給認定申請書の受理（更新者用）	2,830 件

イ 医療等相談事業

難病患者及びその家族を対象に疾患や療養生活上のポイント等について知識を深め、また難病患者同士の交流を図るために相談会を実施した。

(令和5年度)

回数	延参加者数
4 回	84 人

ウ 訪問相談指導事業

面接や電話での相談や筋萎縮性側索硬化症の療養者を中心とした家庭訪問を実施した。

① 家庭訪問 (令和5年度)

訪問実人数	訪問延人数
30 人	54 人

② 面接相談・電話相談 (令和5年度)

	相談件数（延）
来 所	91 件
電 話	683 件

※ 特定医療費支給認定更新申請時の面接件数を除く。

エ 在宅療養支援計画策定・評価事業

難病の在宅療養者を対象に関係機関と密接な連携を図りながら、総合的なサービス提供のため、支援者会議を開催した。また、所内で支援方針会議や事例検討会を開催した。

<実施回数・参加者延数>

(令和5年度)

保健所主催		他機関主催		所内検討会	
実施回数	延参加者数	参加回数	延出席者数	実施回数	延参加者数
0 回	0 人	3 回	20 人	5 回	31 人

オ 難病療養支援実務者研修会

医療機関、訪問看護ステーションの職員等を対象に研修会を実施した。

(令和5年度)

回数	参加者数
8 回	102 人

カ 難病・慢性疾病児童等支援対策協議会（群馬県・前橋市・高崎市の共同設置）

難病患者、慢性疾病児童等とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、課題の共有・検討を行い、関係機関や関係施策と連携し、難病患者、慢性疾病児童等への支援が総合的に実施されるよう、支援の在り方や体制整備等について協議する。

(令和5年度)

回数	委員数
1 回（書面開催）	19 人

キ 特定医療費（指定難病）支給認定更新申請費用助成事業

特定医療費（指定難病）更新申請手続きをした受給者に対し助成金を支給する。

ク 難病患者見舞金支給事業

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療給付、児童福祉法に規定する疾病による小児慢性特定疾病給付に該当している方に見舞金を支給する。

＜支給額＞ 患者1人につき 36,000 円（1回限り）

(10) 小児慢性特定疾病事業

ア 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児慢性特定疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする児童等に対し医療給付を行う。

イ 小児慢性特定疾病児童等県外通院交通費（県外通院費）助成事業

小児慢性特定疾病における県外医療機関への通院の際に要した交通費の一部を助成する。

(11) 結核予防

結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、患者への治療支援活動、服薬支援事業（DOTS）、及び患者家族等に対する健康診断を実施し、結核のまん延防止を図った。

ア 結核健康診断、BCG接種実施状況

（令和5年度）

区分	対象者（接種）	ツベルクリン 反応検査者数	BCG 接種者数	X線撮影者数	要精検者数
乳幼児	2,055人	—	1,875人	—	—
一般住民	102,812人	—	—	29,951人	925人
合計	104,867人	—	1,875人	29,951人	925人

※ 「一般住民」は、65歳以上の胸部（結核・肺がん）検診受診

※ BCGは、平成25年度から、長期病気治療のために規定の定期年齢内で接種できなかった人が、一定の条件範囲で定期接種として接種ができるようになった。（令和5年度は0人）

イ 訪問指導実施状況

（令和5年度）

実人員	DOTS（再掲）	延人員	DOTS（再掲）
102人	59人	279人	211人

ウ 接触者健診実施状況

（令和5年度）

区分	直接撮影	直接撮影＋喀痰検査	I G R A検査
患者家族	11人	0人	21人
その他	1人	0人	75人
合計	12人	0人	96人

※ 直接撮影、喀痰検査については、市医師会・健康づくり財団委託実施分のみ。

I G R A検査については、保健所実施・健康づくり財団委託実施分のみ。

エ 管理検診実施状況

（令和5年度）

区分	直接撮影	直接撮影＋喀痰検査
管理検診	29人	10人

※ 市医師会委託実施分のみ。

(12) 感染症予防

感染症予防のための各種事業を行い、感染症発生動向を把握し、感染源の究明と感染の拡大を防止し、市民の健康保持を図るとともに、患者に対し適切な医療を提供した。

ア 全数把握感染症発生届出数 (令和5年度)

区 分	件 数
一 類 感 染 症	0 件
二 類 感 染 症 (結 核 を 除 く)	0 件
三 類 感 染 症	24 件
四 類 感 染 症	26 件
五 類 感 染 症	101 件
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 感 染 症	257 件
獣医師が届出を行う動物の感染症	0 件

イ 定点把握感染症発生動向調査の報告医療機関数 (令和5年度)

区 分	報告医療機関数	
週報 (報告52回)	小 児 科	8 機関
	インフルエンザ・コロナ	13機関
	眼 科	2 機関
	病 院	1 機関
月報 (報告12回)	性 感 染 症	3 機関
	病 院	1 機関

ウ 感染症予防研修会の開催

市内の保育施設を対象として、「令和5年度腸管出血性大腸菌対策研修会」をWeb上で開催した。135施設に対して周知し、再生回数は889回であった。

エ 施設巡回指導

介護保険施設に対し、感染症予防のための施設及び維持管理体制整備や感染症対策マニュアルの作成等の技術的助言、衛生管理指導を行うことにより、施設の平常時からの感染対策の強化に向け、計画的・継続的な取り組みを支援し、感染症の集団発生を未然に防止する取り組みを行った。84施設を実施。

(13) 特定感染症予防

特定感染症について無料で検査を実施し、その感染を早期に発見し、治療につなげることで、当該感染症のまん延防止や不安防止に寄与した。市民に対してエイズ等感染症に関する知識の普及啓発を行い、エイズ対策の推進を図った。

ア 特定感染症検査・相談事業 (実施回数45回) (令和5年度)

区 分	検査数
H I V	184件
ク ラ ミ ジ ア ・ 淋 菌	134件
梅 毒	182件
B 型 肝 炎	143件
C 型 肝 炎	143件

イ エイズ対策促進事業

市民に対してエイズ等感染症に関する知識の普及啓発を行い、エイズ対策の推進を図った。

- ① HIV検査普及週間のキャンペーンの実施（6月1日～6月7日）
懸垂幕の掲揚等を行った。
- ② 世界エイズデーのキャンペーンの実施（11月28日～12月24日）
懸垂幕の掲揚及び前橋市立図書館において、ポスター掲示と高校生が作成したパネルの写真展示を行った。

(14) 肝炎治療費等助成申請受付事業、群馬県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

ア 肝炎治療費等助成申請受付事業

群馬県が実施する肝炎治療費等助成事業の申請等の受付及び相談を行った。

(令和5年度)

新規申請	還付申請	延長申請	変更申請	再交付申請	中止申請	取下げ申請	合計
120件	1件	0件	2件	0件	3件	1件	127件

イ 群馬県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

群馬県が実施する群馬県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請等の受付及び相談を行った。

(令和5年度)

新規申請	更新申請	還付申請	延長申請	変更申請	再交付申請	中止申請	取下げ申請	合計
5件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	7件

(15) 予 防 接 種

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上と健康増進を図った。

ア 定期予防接種実施状況

(令和5年度)

種 別	区 分		接 種 人 員	
				計
四 種 混 合	乳 児 期 第 1	1 回 目	1,990	8,002
		2 回 目	2,019	
		3 回 目	2,032	
		追 加	1,961	
三 種 混 合	乳 児 期 第 1	1 回 目	0	1
		2 回 目	0	
		3 回 目	0	
		追 加	1	
ジ フ テ リ ア 及 び 破 傷 風 第 2 期			1,951	
B C G (結 核 予 防 欄 と 重 複 掲 載)			1,875	
急 性 灰 白 髄 炎 (不 活 化 ポ リ オ)	乳 児	1 回 目	0	0
		2 回 目	0	
		3 回 目	0	
		追 加	0	
麻 し ん 風 し ん 混 合 第 1 期			2,032	
麻 し ん 風 し ん 混 合 第 2 期			2,346	
風 し ん 第 5 期 (風 し ん 抗 体 検 査 数 367 件)	成 人 男 性	麻 し ん 風 し ん 混 合	54	
		風 し ん 単 独	12	

日 本 脳 炎	第 1 期	1 回 目	2,048	6,129	8,860
		2 回 目	1,965		
		追 加	2,116		
	第 2 期		2,731		
高 齢 者 インフルエンザ	6 5 歳 以 上		64,786	64,845	
	6 0 歳 以 上 6 5 歳 未 満 (厚生労働省令)		59		
ヒ ブ (H i b)	乳 幼 児	1 回 目	1,835	7,511	
		2 回 目	1,830		
		3 回 目	1,821		
		追 加	2,025		
ヒトパピローマウイルス (H P V)	中 高 学 校 生 生	1 回 目	1,126	2,329	
		2 回 目	756		
		3 回 目	447		
	キ ャ ッ チ ア ッ プ	1 回 目	868	2,454	
		2 回 目	784		
		3 回 目	802		
小 児 用 肺 炎 球 菌	乳 幼 児	1 回 目	1,835	7,491	
		2 回 目	1,834		
		3 回 目	1,830		
		追 加	1,992		
水 痘	乳 幼 児	初 回	2,040	3,801	
		追 加	1,761		
高 齢 者 肺 炎 球 菌	6 5 , 7 0 , 7 5 , 8 0 , 8 5 , 9 0 , 9 5 , 1 0 0 歳		3,693	3,694	
	6 0 歳 以 上 6 5 歳 未 満 (厚生労働省令)		1		
B 型 肝 炎	乳 幼 児	1 回 目	1,844	5,592	
		2 回 目	1,845		
		3 回 目	1,903		
ロ タ ウ イ ル ス (ロ タ リ ッ ク ス)	乳 児	1 回 目	1,552	3,111	
		2 回 目	1,559		
ロ タ ウ イ ル ス (ロ タ テ ッ ク)	乳 児	1 回 目	242	705	3,816
		2 回 目	233		
		3 回 目	230		

※ 日本脳炎は副反応に伴う接種勧奨見合わせ期間の特例措置として、平成22年度から、平成7年4月2日生まれから平成19年4月1日生まれの20歳未満の人に対し、不足分の接種を定期接種として実施。

※ ヒトパピローマウイルス（HPV）は、平成25年6月から積極的な接種勧奨が控えられていたが、令和3年11月厚生労働省通知により、令和4年度から積極的勧奨を再開した。また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の年齢を超えて接種（「キャッチアップ接種」という。）が開始され、令和5年度は、平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性が対象。

令和5年度の接種勧奨については、3回接種が完了していない、①定期接種対象者に通知文・予診票、②キャッチアップ移行者（高校2年生相当）に通知文、③キャッチアップ対象者にハガキを郵送した。

※ ヒトパピローマウイルス（HPV）は、令和5年度から、9価ワクチンが定期接種の対象に追加された。

※ 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種機会の確保のため、一定条件に該当する接種については、定期接種として接種を行った。（表とは別に、B型肝炎3回目2人、水痘初回2人・追加1人、麻疹風しん混合第1期2人・第2期2人の接種を実施した。）

イ 任意予防接種実施状況

(令和5年度)

種 別		接 種 人 員	助 成 対 象 年 齢
お た ふ く か ぜ		2,024	満1歳から4歳未満
季 節 性 イ ン フ ル エ ン ザ		1,269	当該年度1歳児
		978	中学3年生
		621	高校3年生相当
帯 状 疱 疹	生ワクチン	732	満50歳以上
	不活化ワクチン	12,087	
風 し ん 単 独 (成 人)		4	平成2年4月1日以前に生まれた人で、市が実施する抗体検査事業で抗体の低い人
麻 し ん 風 し ん 混 合 (成 人)		31	

※ 季節性インフルエンザ(当該年度1歳児)は、10月1日～12月31日の期間に接種したインフルエンザワクチン接種費用の一部を助成(1人2回まで)

※ 令和5年度は、中学3年生及び高校3年生相当の人に対して、令和5年10月1日～令和6年1月31日の期間に接種したインフルエンザワクチン接種費用の一部相当額を申請により給付(1人1回のみ)

※ 令和5年度から、50歳以上の人に対して、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施(生涯1回限り)。生ワクチンは1人1回、不活化ワクチンは1人2回までを助成。

※ 平成26年4月から市が実施している風しん抗体検査事業(下記、「ウ 風しん抗体検査事業」)で、抗体価が低く(HI法16倍以下、EIA法EIA価8.0未満または国際単位30IU/ml未満)、平成2年4月1日以前の生まれで過去に風しん予防接種歴が2回未満の人に対して、風しん単独または麻しん風しん混合ワクチンの予防接種費用の一部助成を実施。

ウ 風しん抗体検査事業

風しんの発生予防、感染防止及び先天性風しん症候群の発生予防を図ることを目的として抗体検査を実施した。

(令和5年度)

区 分	検査数
H I 法	144件
E I A 法	116件
計	260件

エ 臨時予防接種実施状況

令和3年2月17日から令和6年3月31日までの期間において、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種を実施した。なお、令和5年度においては、令和5年春開始接種(65歳以上及び5歳から64歳までの基礎疾患を有する方)及び令和5年秋開始接種(生後6か月以上)により、追加接種を実施した。

新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種実施状況

(令和5年度までの累計・死亡者を除く)

種 別	区 分		接 種 人 員	
				計
新型コロナウイルス	1 2 歳 以 上	1 回 目	252,598	1,137,324
		2 回 目	251,857	
		3 回 目	219,833	
		4 回 目	158,803	
		5 回 目	112,260	
		6 回 目	77,277	
		7 回 目	54,733	

新型コロナウイルス	小 児 (5 歳 ～ 1 1 歳)	1 回 目	3,095	
		2 回 目	2,862	
		3 回 目	1,655	
		4 回 目	751	
		5 回 目	329	
	乳 幼 児 (生後 6 か月～ 4 歳)	1 回 目	443	
		2 回 目	400	
		3 回 目	305	
		4 回 目	123	

上記のうち追加接種（令和 5 年春開始接種・令和 5 年秋開始接種）の状況

区分（開始時期）	対 象	対 象 者 数	接 種 人 員	接 種 率
令和 5 年春開始接種 (令和 5 年 5 月)	全体（5 歳以上）	257,648	70,022	27.2%
	うち 6 5 歳以上	93,521	60,330	64.5%
令和 5 年秋開始接種 (令和 5 年 9 月)	全体（生後 6 か月以上）	255,024	91,646	35.9%
	うち 6 5 歳以上	94,210	60,068	63.8%

※対象者数・接種回数・接種率は、各接種終了日時点の値

※対象者数は、初回接種（1・2 回目）完了者数

(16) 生 活 衛 生

生活衛生関係営業施設における衛生環境を確保するため、関係法令に基づき営業施設の許認可及び監視指導を実施した。

《主な営業施設》

(令和 5 年度)

区 分	施 設 数	令和 5 年度の新規許認可数
興 行 場	6	0
公 衆 浴 場	41	1
旅 館 業	114	3
理 容 所	334	3
美 容 所	822	41
ク リ ー ニ ン グ 所	196	6
墓 地	3,110	2
特 定 建 築 物	136	2

(17) スズメバチの巣の駆除

スズメバチによる刺傷被害を防止するため、市内の建物若しくは土地にできたスズメバチの巣に限り駆除費用の一部を助成している。

駆除件数	383 件
------	-------

(18) 食 品 衛 生

ア 食品営業施設の許可及び届出

食品営業施設において関係法令に基づき、基準を満たした施設に許可を与えた。また、令和 3 年 6 月 1 日に食品衛生法の一部が改正され、営業許可制度の見直しや営業届出制度の創設が行われた。

区 分	施設数	新規	継続	廃業
旧食品衛生法に基づく許可施設	2,003	0	0	316
改正食品衛生法に基づく許可施設	2,510	859	0	176
届出施設	1,621	—	—	—

イ 食品等事業者に対する監視指導

食中毒等の飲食に起因する健康危害を未然に防止するため、食品衛生監視員が立ち入りを行い、指導を実施した。

監視件数	2,670
------	-------

ウ 食品等の検査

市民の食生活の安全を確保するため、市内で生産、製造、加工及び流通している食品等について関係法令に基づき収去検査を実施した。

内容	検体数	規格基準等違反数	旧衛生規範不適合数
収去	299	0	3

エ 関係法令に基づき、食品表示適正化の推進を行った。

区 分	件数等
食品表示監視指導	395 件
表示違反疑い等情報提供	5 件
収去品の表示調査	99 品

オ 食品に関する苦情・相談

食品全般に関する苦情相談を受け付け、内容を確認し個別に対応した。

苦情及び相談件数	573
----------	-----

カ 令和5年度に前橋市内で発生した食中毒事例

発生日 (初発)	患者数 (人)	死者数 (人)	原因食品	原因物質	原因施設	発生要因	措置
令 5. 4. 5	2	0	野草を使用したカツ丼（スイセン（推定））	植物性自然毒	家庭	有毒植物の誤食	注意喚起
令 5. 4. 25	1	0	R5. 4. 24（月）に当該施設で提供された食品	アニサキス	飲食店	アニサキスの生残、除去不足	営業停止 (1 日間)
令 5. 11. 21	2	0	R5. 11. 21（火）昼に当該施設で提供された食品	動物性自然毒（パリトキシン様毒（推定））	飲食店	毒をもつ可能性のある魚の提供	営業停止 (3 日間)
令 6. 2. 24	14	0	R6. 2. 23（金）夜に当該施設で提供された食事（推定）	ノロウイルス G I	飲食店	調理従事者による二次汚染（推定）	営業停止 (3 日間)

キ 情報提供及び意見の交換等

市民及び事業者に食品衛生に関する知識の普及啓発を行った。

区 分	回 数	参 加 者
それいけ！まえばし出前講座 (生涯学習課事業との連携)	10 回	293 人
その他の市民向け又は事業者向け講習会	10 回	325 人

(19) 試験検査

ア 食品の収去検査等

食生活の安全安心を確保するため、食品衛生法等に基づき市内で生産又は流通している食品の細菌及び理化学検査を実施した。

区 分	検 体 数
細菌検査	182
理化学検査	103

イ 感染症の検査

食品取扱者等を対象とした便培養検査及び感染症発生時の患者関連の検査を実施し、感染症の予防と拡大防止に努めた。

便培養検査（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌O157）		840 検体
感染症発生時検査	赤 痢 菌	0 検体
	腸管出血性大腸菌	126 検体
	コ レ ラ 菌	0 検体
	チ フ ス 菌	0 検体
	パラチフスA菌	0 検体
	レジオネラ属菌	6 検体
	麻しん	8 検体
	風しん	3 検体

ウ 特定感染症の検査

HIV、梅毒等を早期に発見し、特定感染症の発生の予防とまん延防止を目的とする検査を実施した。

区 分	検 体 数
H I V	184
梅 毒	182
B型肝炎	143
C型肝炎	143

エ 食中毒等検査

食中毒等の事案に係る病因物質検索のための細菌及びウイルス検査を実施した。

区 分	細菌検査検体数	ウイルス検査検体数
施設のふき取り等の検査	39	2
患者等の便の検査	41	43

オ 家庭用品の試買検査

出生後24月以内の乳幼児用の繊維製品の検査を実施した。

ホルムアルデヒド	10 検体
----------	-------

(20) 畜犬登録事務

狂犬病予防法に基づき登録申請の受理及び鑑札の交付、狂犬病予防注射済票交付業務を行っている。

＜畜犬登録の状況＞

区 分 年 度	畜 犬 登 録	狂 犬 病 予 防 注 射 頭 数
令和5年度	16,886頭	12,703頭

※ 畜犬登録頭数は、令6.3.31現在

(21) 動物愛護・管理

ア 犬猫の引き取り状況等

市民から諸事情により引き取った犬猫や、保健所で保護した迷い犬等については、新たな飼い主への譲渡又は元の飼い主への返還等を行った。

(令和5年度)

区 分	犬	猫
引 取 頭 数	5 頭	177 頭
犬 収 容 頭 数	93 頭	
負傷動物収容頭数	0 頭	40 頭
返 還 頭 数	46 頭	5 頭
譲 渡 頭 数	43 頭	144 頭
殺 処 分 頭 数	0 頭	40 頭
収 容 中 死 亡 頭 数	0 頭	28 頭

イ 猫の去勢・不妊手術費補助事業

殺処分になる猫を減らすことや、猫に起因する糞尿等被害を防止するため、猫の去勢・不妊手術費の一部を補助した。

(令和5年度)

区 分	件 数
去勢手術	904 件
不妊手術	1,295 件

ウ 特定動物飼養保管の許可及び動物取扱業の登録

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物飼養保管の許可及び動物取扱業の登録の処理を行った。

(令和5年度)

区 分	件 数
特 定 動 物 飼 養 保 管 新 規 許 可	0 件
動 物 取 扱 業 新 規 登 録	28 件

